



議案第三十六号

片采地区農道舗装事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）

計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年三月廿四日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 事業の名称及び工事名 農道舗装事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）
片柴地区農道舗装工事
- 二 施行場所 三朝町大字片柴地内
- 三 工事の概要 農道舗装延長五〇〇メートル・巾員三・五メートル
アスファルト舗装
- 四 事業費 五、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十九年度